

第4号議案

第18回通常総会 第4号議案 定款変更（案）

変更内容＜変更箇所の新旧対照表＞（認証事項）

【変更理由】

理事会における表決をより適切に行うため。

定款 第41条（表決権等）

ア 表決権等（第41条）

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| （表決権等） 第41条 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。 | （表決権等） 第41条 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、 <u>ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決</u> することができる。 |

イ 付則について

| 変更前 | 変更後 |
|-----|---|
| 付則 | 付則 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（2019年〇月〇日）から施行する。 |